

議案第 21 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 12 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部 9 の項の次に次のように加える。

9 の 2	住民基本台帳法第 15 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づく除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	(1) 除票の写しの交付手数料	1 通につき 300 円	交付のとき。
		(2) 除票記載事項証明書交付手数料	1 件につき 300 円	

別表 1 区民関係の部 10 の項の次に次のように加える。

10 の 2	住民基本台帳法第 21 条の 3 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1 通につき 300 円	交付のとき。
-----------	--	-------------------	--------------	--------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し等を交付する制度が明確化されたことに伴い、当該交付に係る手数料を定める必要がある。